

運動の重点

1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- 歩行者は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- 歩行者は、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断をはじめましょう。
- 歩きスマホは、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるため、絶対にやめましょう。

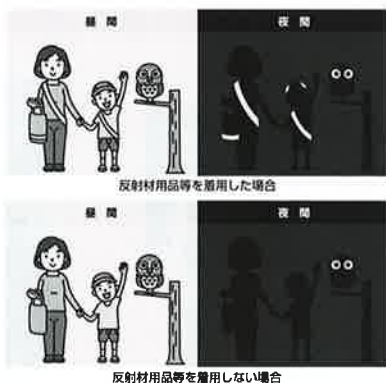
歩行者の交通事故防止対策

- 反射材用品、LEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の衣服等を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識を持ちましょう。

※令和7年中、県内の交通死亡事故の**60.9%**が**夜間**に発生しました。
また、交通死亡事故の**23.2%**が**横断歩行中**に発生しました。



「令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校 阿部 珠名さん



「令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校 唐澤 葉帆さん

～道路交通法施行令改正～

生活道路における自動車の法定速度が
30キロメートル毎時に引き下げられました!!

- 施行 令和8年9月1日から
- 対象道路 中央線等が設置されていない一般道路

- ※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
- ※ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

◎ちょっとしたスピードの違いが、命を守る大きな差になります。

◎運転者は、歩行者優先の意識を持ち、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しましょう。



2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

夕暮れ時以降の早めライト点灯

- 夕暮れ時には**ライトの早め点灯**を実践し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間、先行車や対向車等がないときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。
また、歩行者が対向してくるときもロービームに切り替えましょう。

飲酒運転等の根絶

- 「**飲酒運転等を絶対にしない、させない**」という「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
・お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
・車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。

ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の注視・通話は、わずかな時間でも、前方の安全確認がおろそかになり、大きな交通事故につながります。
- 運転中にスマホを操作したり、画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。

昼夜別交通死亡事故発生状況
(令和7年中、栃木県警察調べ)

夜間 60.9% 昼間 39.1%



「令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校 布沢 瑠々佳さん

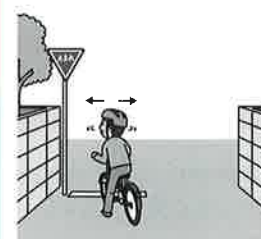


「令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校 正田 帆奈さん

3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

守ろう! 「自転車安全利用五則」

- ① **車道**が原則、**左側**を通行
歩道は例外、**歩行者を優先**
- ② 交差点では**信号**と一時**停止**を守って、**安全確認**
- ③ 夜間は**ライト**を**点灯**
- ④ 飲酒運転は**禁止**
- ⑤ **ヘルメットを着用**
●自転車乗車中の交通事故で亡くなった方は、**約5割が頭部に致命傷**を負っています。
●道路交通法で、**自転車ヘルメット着用は努力義務**です。



詳しい**自転車の交通ルール**については警察庁ホームページをご確認ください。

